

事 務 連 絡

令和2年5月28日

各介護保険事業所 管理者 様

山形市福祉推進部指導監査課長

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」に係る山形市における具体的な取扱いについて」の再延長について

介護保険事業所におかれては、感染防止に十分留意しつつ、介護を必要とする方々のため、サービスをご継続いただき感謝申し上げます。

さて、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」に係る山形市における具体的な取扱いについて」(令和2年3月6日付山形市福祉推進部指導監査課長事務連絡)(以下市通知第1報という)については、令和2年3月27日付山形市福祉推進部指導監査課長事務連絡(以下市通知第2報という)により、取扱いを令和2年5月末日まで延長することとじていましたが、全国的に新型コロナウイルス感染症対策に引き続き取り組んでいく必要があることから、取扱いを当面の間延長いたします。

引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染予防にご協力よろしく申し上げます。

記

1 市通知第1報からの変更点について(市通知第2報から変更はありません)

市通知第1報4(2)アに関して、居宅介護支援における退院・退所加算については、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第5報)」(令和2年3月26日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)のとおり、面談以外の方法によることも可能といたします。

2 厚生労働省が発出した通知について

厚生労働省公式ホームページに、厚生労働省がこれまでに発出した、新型コロナウイルス

感染症に係る介護保険事業所向けの通知が掲載されています。

厚生労働省公式ホームページ > テーマ別を探す > 介護・高齢者福祉 > 新型コロナウイルス感染症への対応について（介護事業者等の皆さまへ） > 介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html

また、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」は、現時点で第11報まで出ており、厚生労働省公式ホームページに、サービス種別ごとに整理したページがあります。

上記ページの「6. 介護サービス事業所等の人員、施設・設備及び運営基準等の臨時的な取扱いに関する事項」の「「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめはこちら」からアクセスできますので、ご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html>

3 市が周知した通知について

新型コロナウイルス感染症に係る通知に限らず、市が周知した直近の通知で主なものは、山形市公式ホームページに掲載しています。

山形市公式ホームページ > 市政情報 > 市役所案内 > 各課案内 > 福祉推進部 > 指導監査課 > 「総合情報」一覧へ > 介護施設の皆さんへ > その他 > お知らせ

<http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/kakuka/kenko/sidoukansa/sogo/kaigohokenzigyosyo/sonota/information.html>

4 その他

臨時的な取扱いを適用する場合は、利用者の同意を得る必要があることにご留意ください。